既存住宅の断熱リフォーム支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和7年度補正予算(案) 1,000百万円】

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献す るため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム(トータル断熱、居間だけ断熱)を行う者に対して 1/3補助を実施

- ① トータル断熱 住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が 15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換
- ② 居間だけ断熱 居間(主要居室)の全部の窓を改修
 - ①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、 間什切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

【補助上限額】

- ・既存戸建住宅:上限:120万円/戸
- ・既存集合住宅:上限:15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸)

3. 事業スキーム

- 間接補助事業 ■事業形態
- ■補助事業 住宅所有者等
- ■実施期間 令和7年度

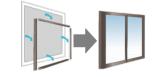
4. 補助対象の例



居間だけ断熱 主要居室の部分断熱改修が可能

外壁の断熱改修など





内窓

内窓設置

ガラス交換



玄関ドア改修



間仕切壁等

断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室(住宅・建築物脱炭素化事業推進室) 電話:0570-028-341